

鳥取県告示第 145 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 20 年 2 月 28 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

乾 和子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市戎町 111-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関する適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。